

会計帳簿への住所の記載について

平成24年度第1回委員会においては、会計帳簿への住所の記載に関して、すべての支出について会計帳簿の住所の記載義務を課す現行制度を見直す方向で制度改正を行うことの検討については、以下の流れで検討を進めた。

- ・ 事務負担について
- ・ 住所記載の必要性について
- ・ 委員会におけるこれまでの議論の経緯（「取りまとめ」策定時）の確認
- ・ 国会議員関係政治団体が高額の支出について会計帳簿の住所記載を省略する場合の検討
- ・ 国会議員関係政治団体が少額の支出について会計帳簿の住所記載を省略する場合の検討

これまでの議論

様々な意見が出されたが、制度改正を行うとした場合は、高額の支出・少額の支出、国会議員関係政治団体・資金管理団体・その他の政治団体で取扱いを変えるなどにより制度を複雑化させることは、制度が国民の目から見ても分かりにくくなるとともに、政治団体の会計責任者にとっても事務負担が増大することになりうることから、制度はシンプルなものにすべきであるという点で意見の一致が見られたところである。

この考え方に基づき、シンプルなメルクマールの設定により会計帳簿に住所記載を省略するいくつかの案が出された。

一方で、政治団体の収支の状況を明らかにするために必要であるとされる情報が全て記載されるものとしての会計帳簿の意義付けの変更を行うことは、政治資金制度全体の考え方の変更ともいえることから、慎重であるべきという意見も示された。

さらに、会計帳簿・収支報告書作成ソフトの活用により、一定の事務負担の軽減は図れるのではないかという意見も示された。

検討

事務負担の軽減のために制度改正を行うべきという主張と政治資金制度全体の考え方の変更ともいえる会計帳簿の意義付けの変更を行うことには慎重であるべきという主張がみられた。これまでの検討を踏まえ、まずは、事務負担の軽減のためにシンプルな制度に改正するとした場合に考えられるメルクマールについて検討を行うとともに、当該案件が法律改正を伴い、かつ、会計帳簿の意義付けを変更するものであることから、この制度改正により軽減される事務負担について改めて整理を行う。

次に、制度改正を行わない場合について、事務負担の軽減にどのように対応すべきかを踏まえ、検討を行う。

○ 事務負担の軽減のためにシンプルな制度に改正するとした場合

(1) 考えられるメルクマール

- ① 領収書等に住所が記載されているか否かをメルクマールとし、領収書等に住所が記載されている場合はその旨を会計帳簿に付記する取扱いとする場合
- ② 領収書等の徴収・保存義務が課されているかをメルクマールとし、住所が記載されていない領収書等でも支出を受けた者から徴収した領収書等が保存されていれば、会計帳簿への住所記載を省略する取扱いとする場合
- ③ 登録政治資金監査人が政治資金監査を行っているか否かをメルクマールとし、住所が記載されていない領収書等でも政治資金監査により会計帳簿との突合が行われていれば、会計帳簿への住所記載を省略する取扱いとする場合

(2) 軽減される事務負担

①会計帳簿に住所を転記する事務の負担の軽減

(1)の全てのメルクマールに共通して、収支報告書の住所記載義務がある範囲においては、会計帳簿への住所記載を省略した場合、当該支出に係る会計責任者の事務負担の軽減は会計帳簿と収支報告書に二度同じ住所を記載しなくてよくなることである。

一方で、住所を収支報告書と会計帳簿に複数回記載することの事務負担の軽減については、会計帳簿・収支報告書作成ソフトを活用すれば、一定程度行えることについて留意する必要がある。

また、(1)①のメルクマールによる場合は、収支報告書の住所記載義務がなく、領収書等の徴収・保存義務がある範囲においても、領収書等に記載されている住所を会計帳簿に転記する事務の負担の軽減である。

これらについては、そもそも記載すべき住所を確認する事務は引き続き必要であることについてどう考えるか。

②内部書類への住所記載を求めないことによる事務の負担の軽減

政治団体の内部書類の住所記載を支出の実在性の担保に用いないとした場合、(1)②③においては、収支報告書の住所記載義務がある範囲については、(2)①と同じ事務負担の軽減となるが、収支報告書の住所記載義務がなく、領収書等の徴収・保存義務がある範囲においては、そもそも記載すべき住所を確認する事務の負担が軽減されることとなる。

○ 制度改正を行わない場合

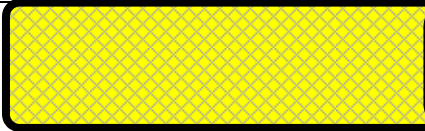

政治団体はすべての収入・支出について会計帳簿に記載することとされており、収支報告書は会計帳簿を基に作成する取扱いとされている。当該取扱いの変更は法律改正を伴い、政治資金制度全体の考え方の変更ともいえる会計帳簿の意義付けの変更となることや、政治資金規正法制定以来すべての支出について会計帳簿に支出を受けた者の住所を記載することとしてきた経緯などを踏まえると、制度改正を行うことは慎重であるべきではないか。

この場合においても、軽減される事務負担が（２）①にある、会計帳簿に住所を転記する事務の負担であれば、会計帳簿・収支報告書作成ソフトを活用すれば一定程度行えるため、会計帳簿・収支報告書作成ソフトの活用をより一層促進していくことにより会計責任者の事務負担の軽減については、対応していくべきではないか。

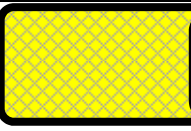
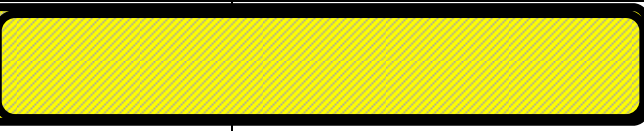
【参考】領収書等の徴収・保存義務及び収支報告書の住所記載義務の範囲と改正した場合の事務負担の軽減状況

(1) ①の場合

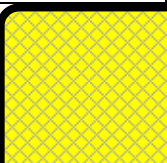



政治団体（資金管理団体及び国会議員関係政治団体を除く。）

支出項目 金額	経常経費	政治活動費
5万円以上		
5万円未満		

資金管理団体

支出項目 金額	経常経費		政治活動費
	人件費	人件費以外の 経費	
5万円以上			
5万円未満			

国会議員関係政治団体

支出項目 金額	経常経費		政治活動費
	人件費	人件費以外の 経費	
1万円を超える			
1万円以下			



領収書等の徴収・保存義務がある範囲



収支報告書での住所報告義務がある範囲

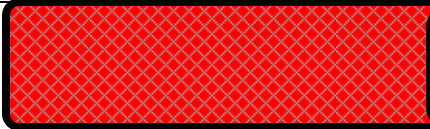



会計帳簿に住所を転記する事務の負担の軽減

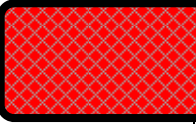
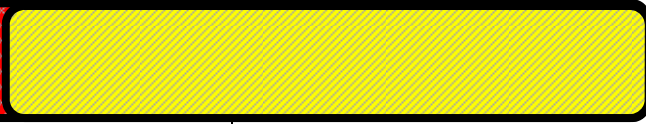
※ 領収書等に住所の記載がない場合は事務負担の軽減はなされない。

(1) ②の場合

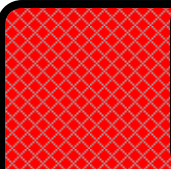
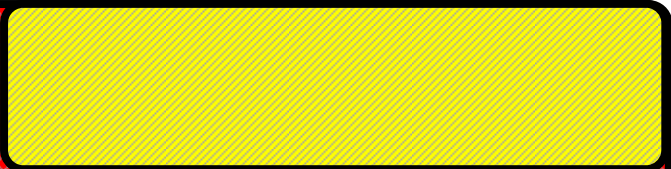
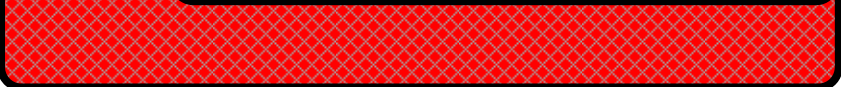
政治団体（資金管理団体及び国会議員関係政治団体を除く。）

支出項目 金額	経常経費	政治活動費
5万円以上		
5万円未満		

資金管理団体

支出項目 金額	経常経費		政治活動費
	人件費	人件費以外の 経費	
5万円以上			
5万円未満			

国会議員関係政治団体

支出項目 金額	経常経費		政治活動費
	人件費	人件費以外の 経費	
1万円を超える			
1万円以下			



領収書等の徴収・保存義務がある範囲



収支報告書での住所報告義務がある範囲



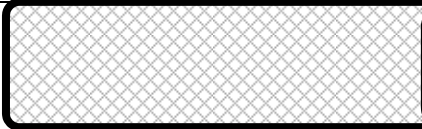

会計帳簿に住所を転記する事務の負担の軽減



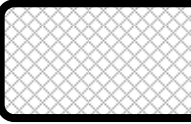

そもそも記載すべき住所を確認する事務の負担の軽減

(1) ③の場合

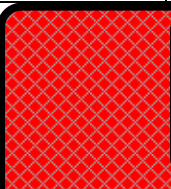


政治団体（資金管理団体及び国会議員関係政治団体を除く。）

支出項目 金額	経常経費		政治活動費
	5万円以上		
5万円未満			

資金管理団体

支出項目 金額	経常経費		政治活動費
	人件費	人件費以外の 経費	
5万円以上			
5万円未満			

国会議員関係政治団体

支出項目 金額	経常経費		政治活動費
	人件費	人件費以外の 経費	
1万円を超える			
1万円以下			



領収書等の徴収・保存義務がある範囲



収支報告書での住所報告義務がある範囲



会計帳簿に住所を転記する事務の負担の軽減